第8節 外国金融機関等に対する検査

検査実施状況の概要(資料21-1-13参照)

外国金融機関等に対する検査については、「平成 15 検査事務年度検査基本方針及び 検査基本計画」において、「ルール遵守状況やリスク管理態勢について重点的に検証 を行うとともに、複数業態にまたがるグループの一体的な実態把握に努める。」とし ているところである。

15 検査事務年度においては、こうした方針に沿って、外国金融機関等に対する検査に順次取組んできたところであり、16 年 6 月 30 日までに、金融庁において、銀行3行、信託銀行3行、保険会社3社、証券会社2社、投資信託委託業者及び投資顧問会社1社に対して検査に着手し、そのうち、銀行2行、信託銀行2行、保険会社1社、証券会社2社に対して検査結果を通知している。

検査においては、外国金融機関等の法令等遵守状況、リスク管理状況等について検証しており、検査結果を見ると、法令等遵守の状況及びリスク管理の状況等について、一部の金融機関に以下のような事例が認められた。(検査結果の概要 参照)

なお、検査においては、バーゼル銀行監督委員会の合意に従い、外国金融機関等の本店等を監督する母国監督当局等と密接に連携を図っているところである。特に、外国金融機関等の中には、世界各地に業務展開し、その組織、業務、レポーティングライン、内部管理体制が複雑なものが少なくないことから、母国監督当局だけではなく、我が国と同様の現地監督当局の立場にある他の海外監督当局との連携を強化してきている。

検査結果の概要

検査 (平成 14 検査事務年度に着手した一部検査を含む。) において指摘した主な事例は以下の通りである。

- 1.銀行・信託銀行に対する検査
- (1)法令等遵守熊勢
 - ア.銀行法や信託法等の規定に違反する行為が認められる。
 - イ.グループ証券会社等との間で、業務の混在など業態間の利益相反や顧客情報 等の守秘義務などの観点からの対応に問題ある事例が認められる。
 - ウ.コンプライアンス・マニュアルの整備が不十分であるほか、各種取引に係る 適法性の検証等を徹底していないなど、法令等を遵守する態勢を十分に整備し ていない事例が認められる。

(2)内部管理態勢

- ア.信託財産に帰属する運用収益等について、長期にわたり回金処理が遅延していたにもかかわらず、回金に際し、信託委託者への説明などを適切に行っていない事例などが認められる。
- イ . 顧客への説明責任の履行状況については、商品概要書等の記載内容が不十分であるなど、説明責任を十分に果たしていない事例が認められる。

(3)リスク管理態勢

ア.市場関連リスク管理態勢

取引限度枠や日中のポジション管理が行われていないなどの問題点が認められる。

イ.信用リスク管理態勢

与信枠を設定していない先との取引や与信枠を超過した取引が認められる ほか、自己査定について、一部の資産を査定の対象外にしているなど、信用リ スクの管理が不十分である事例が認められる。

ウ.事務リスク管理態勢

各種事務取扱規程等が未整備であったことから、重要書類の管理について不備が認められるほか、苦情について、長期間未処理となっている事例や再発防止への取組みが不十分な事例が認められる。

エ.システムリスク管理態勢

システム障害の状況を一元的に把握・管理する態勢となっておらず、障害の 内容に係る分析も行っていないことから、繰り返し同種の障害が発生している 事例などが認められる。

(4)監査

監査態勢が不十分であることから、長期にわたり監査が実施されていない部署等が認められるほか、フォローアップ態勢が不十分であることから、指摘事項に対する必要な改善措置が実施されていない事例等が認められる。

2. 証券会社に対する検査

(1)法令等遵守態勢

在日支店の業務運営において、法務・コンプライアンス部門が十分なけん制機能を発揮していないことから、外国証券業者に関する法律や諸規則に違反する事例が認められるほか、不備・不適切な事項も多数認められる。主な事例としては以下の通り。

ア・兼業業務を行うに当たり、当局の承認を受けずに当該業務を行っているも

イ.外国株式等による運用で得た収益などを顧客分別金の対象としていないほか、 顧客分別金の信託不足が認められるもの

(2)内部管理態勢

在日支店としての主体的な内部管理態勢が十分に構築されていないことから、 内部けん制が有効に機能しておらず、以下のような問題点が認められる。

- ア.取引の適切性に係る検討が不十分なことから、経済合理性に欠ける取引を受託しているもの
- イ.時価情報については、営業部門等のフロント部署が算出したものを管理部門等が検証することなしに顧客に提供しており、時価情報の正確性が確保されていないもの

(3) リスク管理態勢

ア.市場関連リスク管理態勢

金利リスクに係る限度額やロスカットに係る規定がないなどの問題点が認められる。

イ.信用リスク管理態勢

与信枠がない顧客と取引している事例のほか、与信枠の見直しが規定で定められた見直し期間から遅延している事例が認められる。

ウ.事務リスク管理態勢

各種事務取扱規程等が未整備となっていることから、重要書類等の管理に不 備が認められるほか、規程の見直しが十分に行われていないことから、規程間 の不整合や規程と業務実態との乖離が認められる。

エ.システムリスク管理態勢

システム障害に係る障害内容等の管理が十分でないことから、再発防止に向けた事後の検証が行えない事例のほか、当局への報告が必要であると認められるにもかかわらず、報告していない事例が認められる。

(4)監査

苦情や事務事故等の内容を十分に把握していないなど監査態勢が不十分なほか、 フォローアップ態勢が不十分であることから、指摘事項について改善期限を経過 しても未解決となっている事例が認められる。

行政処分に繋がった検査

1.ドイツ銀行東京支店に対する検査及び処分等について

(1)検査実施状況

ドイツ銀行東京支店に対しては、平成 15 年 8 月 28 日に立入検査を開始し、平成 16 年 2 月 16 日に検査結果を通知した。

(2)検査結果の概要

金融等デリバティブ取引業務を媒介と称して、グループ会社であるドイツ証券会社東京支店に実質的に代理させて行っており、銀行法第 47 条の 2 (14 年 3 月 31 日以前は同法第 8 条)に違反しているほか、行員の転籍に伴う顧客の非公開情報等のグループ他社への持出し等の問題点が認められ、前回の立入検査において指摘された法令等遵守態勢等について、未だ十分な改善が図られていない業務実態が認められた。

(参考)行政処分

検査結果を踏まえ、16 年 5 月 20 日に、 法令等遵守態勢等にかかる内部 管理態勢の確立を命じた。

2. ドイチェ信託銀行株式会社に対する検査及び処分等について

(1)検査実施状況

ドイチェ信託銀行株式会社に対しては、平成 15 年 8 月 28 日に立入検査を開始 し、平成 16 年 2 月 25 日に検査結果を通知した。

(2)検査結果の概要

15 年 5 月、他の信託銀行に信託財産の管理・決済等の業務を移管しているが、 当該業務の移管に際し、信託委託者の同意を得ないまま移管を実施し信託法第 26 条第 1 項に違反していたほか、信託報酬料率・源泉徴収誤りなどの信託事務の管 理失当が発生しており、信託法第 20 条に違反しているなど、前回の立入検査において指摘された、業務を適正に運営・管理するための基本的な法令等遵守態勢等 について、未だ十分な改善が図られていない業務実態が認められた。

(参考)行政処分

検査結果を踏まえ、16 年 5 月 20 日に、同年 5 月 27 日から同年 8 月 27 日までの間、信託財産の管理・決済業務及び関連する代理事務の新規受託 業務 (既存顧客との業務を除く業務)の停止等の行政処分を命じた。

3.日興シティ信託銀行株式会社に対する検査及び処分等について

(1)検査実施状況

日興シティ信託銀行株式会社に対しては、平成 15 年 11 月 10 日に立入検査を開始し、平成 16 年 3 月 10 日に検査結果を通知した。

(2)検査結果の概要

平成9年から平成15年の間、信託財産に帰属する運用収益等の資金の一部を簿外口座を使って収受し、当該簿外口座から銀行勘定に記帳するなど、信託法第22条に違反して信託財産を固有財産化していたほか、当該期間において、信託財産別にその計算を明らかにしていなかった状況は、同法第28条にも違反していた。また、信託財産の未照合や信託勘定の不突合の放置により不明金や信託勘定への記帳の遅延等を発生させており、同法第20条に違反しているなど、法令等遵守に関する経営姿勢及び内部管理態勢等に問題が認められた。

(参考)行政処分

検査結果等を踏まえ、16年4月23日に、同年4月30日から信託財産の管理・決済業務の新規受託業務(既存顧客との業務及び債権等流動化にかかる信託受託業務を除く業務)の停止(ただし、16年11月1日以降、当行より上記業務の再開について申し出がある場合には、業務の改善計画の進捗・実施状況等を踏まえ、命令を見直すことがある)等の行政処分を命じた。